

香芝市告示第19号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）を交付すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達が困難なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び香芝市税条例（昭和32年条例第2号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をします。

この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和8年2月3日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者
略